

令和3年度
豊明市立内山保育園
移管先事業者募集要項



のぶながくん よしもとくん

令和3年10月
豊明市 健康福祉部 こども保育課

はじめに

全国的に、働きながら子育てをする家庭は増えており、少子高齢化の進展により乳幼児人口が減少傾向にあっても保育を必要とする需要は増えています。本市においても、就労形態の多様化などにより保育ニーズは増加傾向にあり、これまでも公立保育所の民営化（代替園整備の手法）や小規模保育施設等の整備により保育需要に対応するための定員拡大を図ってきました。

しかしながら、近年本市の保育需要は国道1号線より南側の地域（以下「南部地区」という。）において急速に高まっており、そうした保育ニーズに対応するため、南部地区のさらなる量的拡充が求められるようになってきています。

このような中、本市の南部地区に位置する公立保育所である内山保育園について、保育定員拡大を伴う民営化を行うこととなりました。民営化により、民間ノウハウを活用した手法により定員拡大、待機児童の解消を目指すとともに、多様化する保育ニーズに対し柔軟な提案、サービスを期待すべく、本要項により募集を行うものです。

1 移管対象施設の現況（令和3年10月1日時点）

（1）施設概要

保育所名	豊明市立内山保育園
所在地	豊明市栄町内山67番地5
土地（面積）	豊明市栄町内山67番5（753㎡）、67番9（1,206㎡）、67番22（132㎡）
建物等（延面積）	園舎（1,016.64㎡）倉庫（16.95㎡）自転車置場（5.00㎡）
構造	R C造 2階建
建築年月日	昭和49年4月1日
既存施設の概要（子育て支援センター含む）	乳児室 35.2㎡ ほふく室 14.8㎡ 保育室291.0㎡ 遊戯室 142.5㎡ 屋外遊技場 1,000㎡ 調理室49.5㎡ <その他> 事務室・医務室有、プール有（固定） 便所（大便器7個、小便器7個、職員用4個）
都市計画等による制限	市街化調整区域、防火指定 指定なし 日影規制 高さ10m以下 宅地造成規制区域
その他	浄化槽設備あり、耐震補強工事実施済（平成18年度）

※駐車場については施設所在地の近隣で賃借中

（2）事業概要

◇保育所

開園時間	午前7時30分から午後6時30分まで（延長保育時間含む。）
開所日	月曜日から土曜日まで（土曜日は栄保育園にて合同保育）
閉所日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、年末年始（1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで）
認可定員	60名
利用可能期間	1歳から就学前まで（クラス年齢）
給食	自園調理（外部委託）

○在籍児童数（令和3年10月1日現在）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	9名	10名	17名	13名	14名	63名

※R4年度以降空き部屋を保育室として活用し、定員数及び児童数は増える見込み

◇一時保育（一時預かり事業）

非定型的保育	保護者が労働、就学、職業訓練等により保育が必要な場合	週3日以内、月15日以内	4月1日現在で満1歳以上
緊急保育	保護者の病気、災害、事故、看護、介護、冠婚葬祭など社会的に止むを得ない理由がある場合	14日以内の必要と認められる日数	4月1日現在で満1歳以上
私的理由保育	保護者の私的な理由による場合	月1日	利用月の初日現在で満4ヶ月以上
利用料（日額） （給食費含む。）	0歳児…2,000円、1・2歳児…1,900円、3歳児…900円、 4・5歳児…800円		

○一時預かり事業年間延べ利用児童数（直近3年間実績）

平成30年度	平成31年度	令和2年度
560名	437名	521名

2 募集概要について

(1) 募集内容：豊明市立内山保育園で行う事業の民営化

(2) 募集事業等：認可保育所及び一時預かり事業（一般型）の設置及び運営者

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づき、愛知県の認可を受けて設置する保育所が対象となります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）等を満たすことが前提となります。

また、一時預かり事業は、一時預かり事業実施要綱（平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発第0717第11号文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童

家庭局長連名通知「一時預かり事業の実施について」別紙)に基づき、同要綱4(1)一般型に掲げる事業を実施する必要があります。

(3) 募集定員

○認可保育所：100名以上～120名以内（0歳児クラスから5歳児クラスまで）

0歳児≦1歳児≦2歳児≦3歳児≦4歳児≦5歳児となるように設定してください。また、需要の高い3歳未満児クラスを4割程度見込んでください。

移管日時点においては、移管前の認可定員を下回ることがない、かつ希望する在園児童を受け入れることを前提とした定員設定をするようにしてください。

○一時預かり事業：5名以上（3.3㎡/1名を基準とする。）

一時預かり事業の実施のための専用区画を設けてください。

(4) 移管日：令和6年4月1日

(5) 定員拡大時期：令和7年4月1日までに

移管後の令和6年度中に必要な施設改修等を実施し、遅くとも令和7年4月1日までに既存認可定員から40名以上の定員拡大を図ってください。

3 応募資格について

応募資格は、次のア～エの要件を全て満たす者とします。

ア 本市の保育行政や児童福祉法等の関係法令等を十分理解し、地域と信頼関係を築きながら積極的に協力すること。

イ 社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等法人格を有すること。

ウ 「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に定める審査基準を満たす、又は満たす見込みであること。

エ 次のいずれにも該当しないこと。

a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

b 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に基づく排除対象者

c 豊明市指名停止取扱要領（平成12年11月13日決裁）に基づく指名停止期間中の者

d 直近3か年において国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者

4 保育所の運営について

次に掲げる各要件を満たした運営を行う必要があります。なお、祝日保育や職員配置の上乗せ等については、選考において考慮する場合がありますので、予定している場合は提案してください。

(1) 開所日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除きます。

(2) 開所時間

午前7時30分から午後6時30分まで（1日11時間）。ただし、延長保育事業を行うことを条件とします。

(3) 延長保育事業

延長保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「延長保育事業の実施について」別紙）に基づき、同要綱4（1）④イに掲げる標準時間認定の区分に係る延長保育事業を実施する必要があります。

(4) 職員配置

各年齢児に対する保育士の配置基準は次表のとおりです。（1歳児クラスにおいて国基準に上乗せを行っています。）

年齢児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
児童：保育士	3：1	5：1	6：1	20：1	30：1	30：1

(5) 給食の提供

自園調理方式により提供することとし、外部搬入による方法は認めません。

(6) 第三者評価

「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」（平成26年9月5日雇児発0905第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第3に基づき、第三者評価（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第2項に規定する外部の者による評価）を5年に1度以上受審する必要があります。

(7) 保育の引継ぎ

内山保育園の在園児童の受入れの必要から、令和5年4月から保育の引継ぎを予定しています。なお、引継ぎに係る具体的な計画についても、提案内容に含めるこ

ととします。

5 財産について

(1) 土地

次のア～エに基づき、市が事業者の有償で土地を貸し付けます。

ア 契約形態

借地借家法第23条に定める事業用定期借地権設定契約とする。契約にあつては、公正証書により契約書を作成し、その作成等に要する費用は事業者の負担とする。

イ 貸付期間

令和6年4月1日から令和26年（2044年）3月31日までの20年間とする。

ウ 貸付料

公租公課（固定資産税、都市計画税）相当額とし、固定資産評価額の見直しに併せ改定を行う。

<参考：年間貸付料試算>

土地価格（課税標準額）70,081,956円×1.4%＝年額貸付料981,147円

エ 貸付条件

- a 借り受けた財産は事業の用途で使用しなければならない。
- b 借り受けた財産を第三者へ転貸及び譲渡してはならない。
- c 現状引渡しとする。造成及び建築に伴う障害物の撤去等にあたっては、市と協議の上行うものとし、その費用の負担は原則、事業者負担とする。
- d 維持管理については、事業者がその責任を負い、その費用を負担するものとする。
- e 造成、建築及び土地の維持管理に伴い第三者に与えた損害については、事業者がその責任を負い、その費用を負担するものとする。
- f 土地に対する権利の設定はできないものとする。
- g 貸付期間が満了したときは、速やかに既存施設を解体し更地に回復して返還するものとする。なお、貸付期間満了時点において、引続き当該市所有地で保育所を運営することが必要と認められる場合で、両者協議のうえ貸付契約を締結するか、事業者が土地を買い取る場合はこの限りではない。

オ その他

土地の買取希望がある場合は、事業者の申出により応じる場合がある。

(2) 建物等（設備機器含む）

市が事業者に建物を無償で譲渡します。事業者が移管を受けた既存建物については必要な登記手続を行い、法人の基本財産に編入してください。また、施設の移管に際して生ずる費用及び移管後の維持、修繕等に係る費用は、法人の負担とします。

(3) 物品

事業者が希望する物品に限り無償で譲渡します。

(4) 駐車場用地

現在、市が賃借契約等を締結している駐車場用地については、市は貸付者と事業者との間で継続した契約が締結できるよう配慮しますが、移管後の契約継続については直接貸付者と協議してください。

(5) その他

ア 貸付開始後、建物等を改修又は増改築をしようとするときは、事前に市の承認を得ること。

イ 事業者は建物等及び物品の無償譲渡を受けた後は、数量の不足や隠れた瑕疵を発見した場合を含めて、市はいかなる責任も負わないものとする。

ウ 土地・建物等に関する条件は、必要な議会の承認が得られることを前提としたものであり、事業者の提案内容に応じて、今後市において必要な手続を進める。

6 施設の整備について

(1) 施設整備方法

移管後、定員拡大をするために必要な施設整備を事業者により実施する。施設の整備にあつては、関係法令を遵守し、関係機関の指導に従ってください。

(2) 施設整備に係る補助金

国庫補助（保育所等整備交付金）を活用し、豊明市認可保育所等整備補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助します。ただし、国及び市の補助金は、保育所等整備交付金の活用及び本市の予算成立を前提としたものであるため、今後の国の制度改正等により変更する場合があります。補助率は、工事費等の4分の3（上限額あり）です。（予算額については国庫補助の施設整備区分の基準額に準じ、提案内容に応じた予算措置を行う予定です。）ただし、株式会社やNPO等の法人は、

新子育て安心プランの採択状況によっては、補助対象とならない場合があります。

(令和3年度現在、豊明市は採択されています。)

なお、用地の取得等に係る補助制度はありません。

(3) 耐震基準等

建物を整備する場合、建築基準法における新耐震基準により建築していること又はI_s値が0.7以上であることを条件とします。

(4) 施設整備に係る留意点

ア 都市計画法、建築基準法等関係法令、例規及び通知等を遵守すること。

イ 在園児の安全確保を図ったうえで、計画的に実施すること。

ウ 近隣住民及び自治会・町内会等に対して施設整備に向けた調整を行うこと。

エ 地球温暖化防止のための省エネルギー、緑化の推進等について積極的に取り組むよう努めること。

オ 既存施設の整備方法については、既存施設の改修による方法を原則とするものの、それに代わる具体案があれば提案することも可能とすること。

7 運営費用について

(1) 運営費

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)に基づき支払います。

(2) 各実施事業に関する補助金

豊明市私立保育所等運営費補助金交付要綱に定める以下の事業を実施する場合は、補助金を交付します。なお、一時預かり事業については、移管に併せて要綱に追加する予定です。

<補助事業(令和3年度時点) ※詳細は別添交付要綱参照>

1歳児保育実施費補助事業、障害児保育実施費補助事業、副食費徴収免除費補助事業、産休・病休代替職員設置費補助事業、延長保育事業、体調不良児対応型病児保育事業、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、保育所等賃借料支援事業、事故防止対策事業

8 応募手続について

(1) 申請

申請にあたって、次のア、イの両方の手続が必要となります。

ア 応募意向届の提出

【提出書類】

- ・「豊明市立内山保育園移管先事業者応募意向届」

【提出方法】

豊明市役所こども保育課窓口へ持参又は郵送（期限内必着）

【提出期限】

令和3年12月10日（金）午後5時

【その他】

- ・意向届は応募者数把握のために使用します。
- ・意向届の提出がない場合は、本申請はできません。
- ・意向届提出後、本申請をしない場合はこども保育課へ連絡してください。

イ 応募申請書の提出

【提出書類】

- ・「豊明市立内山保育園移管先事業者応募申請書」
- ・別添「豊明市立内山保育園移管先事業者応募関係書類提出票」のとおり
応募申請書に必要事項を記入し、法人代表者が押印のうえ、必要書類を添えて、
正本1部及び副本10部を提出してください。

【提出方法】

豊明市役所こども保育課窓口へ持参（※郵送不可。受付は土、日及び祝日を除く
午前9時から午後5時まで）

【提出期限】

令和3年12月24日（金）午後5時

(2) 質問及び回答

質問者は質問票を使用し、令和3年11月11日（木）午後5時までにFAX又は電子メールにて送信してください。電話や来庁等口頭による質問は受け付けません。回答については、取りまとめのうえ市ホームページで公表します。（質問者の氏名等の公表はしません。）

F A X 番号 : 0562-92-1168

メールアドレス : hoiku@city.toyoake.lg.jp

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

事業計画等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。なお、法人代表者及び施設管理予定者を含め4名までの参加とします。日時については別途連絡します。

(4) 事業者選定等に係るスケジュール

募集要項の公表	令和3年10月25日(月)
事前質問受付期限	令和3年11月11日(木)午後5時
事前質問回答	令和3年11月29日(月)までに回答
応募意向届期限	令和3年12月10日(金)午後5時
申請書提出期限	令和3年12月24日(金)午後5時
ヒアリング等	令和4年1月中旬～下旬を予定
審査結果通知	令和4年1月下旬～2月中旬を予定

(5) その他

内山保育園の現地見学を可能とします。希望する場合は、こども保育課に連絡してください。また他の希望者と同時の見学となることもあります。

9 審査について

事業者の資質、計画の内容(整備方法、整備費用、事業内容等)等を総合的に勘案し、市において移管先事業者の選定を行います。

10 留意事項について

(1) 本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用についても、全て応募者の負担とします。

(2) 移管先事業者として決定された場合、決定について受諾の意思確認を行います。また決定後は、応募計画の変更を原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合があります。

- (3) 移管先事業者となった場合は、周辺住民に対して十分に説明を行う等、保育所
民営化事業者となる旨について理解を得られるように努めてください。また、内山
保育園の利用者に対して説明会を開催していただきます。
- (4) 法人の本店（又は本部）、現在経営している施設等の現地確認を行う場合があ
ります。
- (5) 審査の結果、移管先事業者として適当な事業者の選定がない、応募がない場合
は募集条件等を見直し、新たな募集を行うことがあります。
- (6) 申請書類の作成及びプレゼンテーション等にあたって、著作権等第三者の権利
に関わるものの使用については、応募者の責任において処理してください。
- (7) 提出期限後の申請書類の差替え及び再提出は原則として認めません。また、申
請書類等の返却はしません。
- (8) 審査内容及び結果については、必要に応じて公開する場合があります。

<問合せ先>

豊明市 健康福祉部 こども保育課 保育係

【住所】 〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

【電話】 0562-92-1120 【FAX】 0562-92-1168

【e-mail】 hoiku@city.toyoake.lg.jp